

酒田市クリーンセンター等汚泥運搬及び処分業務委託【単価契約】

仕 様 書

酒田市クリーンセンター等汚泥運搬及び処分業務委託【単価契約】仕様書

1 適用

本仕様書は、酒田市クリーンセンター等汚泥運搬及び処分業務委託に適用し、業務を適正に行うために必要な事項を定めたものである。また、当該業務は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、「廃棄物処理法」という。）、その他関係法令及びこの仕様書に基づいて実施すること。

2 件名

酒田市クリーンセンター等汚泥運搬及び処分業務委託【単価契約】

3 履行場所

酒田市クリーンセンターほか

4 委託（積み込み）場所

- (1) 酒田市クリーンセンター 酒田市東泉町二丁目1番地の1
- (2) 八幡浄化センター 酒田市大久保字本久保15番地
- (3) 松山浄化センター 酒田市竹田字下川原277番地

5 委託期間

委託期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

6 業務内容

(1) 酒田市クリーンセンター

酒田市クリーンセンターにおいて発生する脱水汚泥を積み込み、中間処理の資源化施設等へ運搬し再生を行う。受け入れた汚泥の全量を適正な処理のうえ資源化を図るものとする。

(2) 八幡浄化センター及び松山浄化センター

八幡浄化センター及び松山浄化センターにおいて発生する濃縮汚泥を、酒田市クリーンセンター（機械濃縮棟）に運搬を行う。

7 委託料の支払い

委託料は、各月ごとに発生する汚泥収集運搬処分量（実績）に委託単価を乗じて算出される金額とし、毎月支払うものとする。

受託者は、委託者が行う検査に合格したあとに委託料を請求できるものとし、委託者は正当な請求書を受領した日から30日以内に委託料を受託者に支払うものとする。

なお、委託単価は次のとおりとする。

- (1) 酒田市クリーンセンター（脱水汚泥収集運搬処分業務）1t当たりの単価

- (2) 八幡浄化センター（濃縮汚泥収集運搬業務） 1 m³当たりの単価
(3) 松山浄化センター（濃縮汚泥収集運搬業務） 1 m³当たりの単価

8 収集運搬及び処分対象物の形状

- (1) 酒田市クリーンセンター（脱水汚泥）

引渡形状 バラ
含水率 82.0%程度

- (2) 八幡浄化センター（濃縮汚泥）

汚泥濃度 2%程度

- (3) 松山浄化センター（濃縮汚泥）

汚泥濃度 2%程度

9 予定運搬・処分量及び運搬回数

- (1) 酒田市クリーンセンター（脱水汚泥）

予定数量 2,700 t
1回当たり運搬量 3.5 t
1日運搬回数 2～3回

- (2) 八幡浄化センター（濃縮汚泥）

予定数量 3,300 m³
1回当たり運搬量 3.5 m³
1日運搬回数 4回

- (3) 松山浄化センター（濃縮汚泥）

予定数量 2,700 m³
1回当たり運搬量 3.5 m³
1日運搬回数 2回～4回

※ 予定数量は、見込みであり、下水処理水量により数量に増減が生じる場合がある。

10 業務日

- (1) 酒田市クリーンセンター（脱水汚泥）：月～土曜日
(2) 八幡浄化センター（濃縮汚泥）：月～金曜日
(3) 松山浄化センター（濃縮汚泥）：月～金曜日

※ 業務日は、原則、各処理施設における公共下水道施設運転管理業務受託者の作業日とし、作業日の変更、祝日及び年末年始の業務実施については協議の上決定する。

11 資格

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項による「産業廃棄物収集運搬業（汚泥）許可」及び同法第14条第6項による「産業廃棄物処分業（汚泥－発酵処分）許可」を有し、適正に当該業務を履行できる旨の証明が可能であること。

1.2 車両運搬

(1) 酒田市クリーンセンター

- ① 汚泥積込み場所（幅3.8m 高さ3.0m）に入場可能な車両であること。
- ② 車両荷台は密閉構造とし汚泥飛散防止、臭気対策及び防水対策を十分に行うこと。
- ③ 収集運搬で使用する車両は、廃棄物処理法に基づく許可された車両を使用し、車検証の写しと写真を提出すること。

(2) 八幡浄化センター及び松山浄化センター

- ① 4t吸引車とすること。
- ② 汚泥運搬先の搬入口（幅3.9m 高さ4.2m）に入場可能な車両であること。
- ③ 収集運搬で使用する車両は、廃棄物処理法に基づく許可された車両を使用し、車検証の写しと写真を提出すること。

1.3 法令の遵守

- (1) 受託者は、廃棄物処理法、その他関係法令を遵守すること。
- (2) 受託者は、当該業務を再委託してはならない。ただし、委託者から書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

1.4 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、業務開始に当たり業務計画書を提出すること。
業務計画書には、着手届、現場責任者選任届、作業員名簿、緊急連絡体制、運行経路図、運搬車両写真、運搬車両車検証、産業廃棄物収集運搬・処分業の許可証、年間運搬計画表を提出すること。
- (2) 受託者は、月間運搬計画書を作成し提出すること。
- (3) 受託者は、届出等に変更が生じる場合は、速やかに変更届を提出すること。

1.5 業務報告及び検収

受託者は、各月ごとに業務の実施状況についての報告書を提出し委託者から検査を受けること。

1.6 業務遂行上の注意

- (1) 受託者は、業務中に不慮の事故に遭遇した場合は、速やかに対処するとともに委託者に報告すること。
受託者は、運搬数量及び運搬台数に関わる事務連絡について、委託者又は公共下水道施設運転管理業務受託者と密接に連絡を取り合い、業務に支障をきたすことがないようにすること。
- (2) 受託者は、産業廃棄物搬出時のマニフェスト等について、委託者又は公共下水道施設運転管理業務受託者から交付印を受けること。
- (3) 受託者は、脱水汚泥及び濃縮汚泥の積込み先及び搬入先施設を常に清潔にし、適宜

清掃を行うとともに、外部への臭気対策について十分に配慮すること。また、車両の維持管理（整備点検、清掃、外見等）には、常に注意をはらうこと。

- (4) 酒田市クリーンセンター、松山浄化センター及び八幡浄化センターの施設に汚損・破損等の損害を与えた場合は、受託者の費用で直ちに復旧しなければならない。
- (5) 貸与品や備品の取り扱いは常に注意をはらい、汚損・破損等の損害を与えた場合は、受託者の費用で直ちに復旧しなければならない。

1.7 安全衛生管理

受託者は、従業員の安全衛生に対する意識向上を図り、安全の確保と健康の保持に努めなければならない。

- (1) 「労働安全衛生法」その他災害防止関係法令を遵守し、常に安全衛生管理に必要な措置を講じ、事故等の発生防止に努めること。
- (2) 業務履行にあたり安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な安全措置をとること。

1.8 非常時の緊急措置

受託者は、施設故障等による非常時に、予定した汚泥を運搬処分することができない場合は、委託者の承諾を得た上で、許可を有する他の業者に緊急的に業務を再委託することができる。その場合、処分方法については、有効利用を最優先とし、再委託に係る費用負担等は受託者が負うものとする。

1.9 守秘義務

- (1) 受託者は、契約の履行に関して知り得た情報を他に漏らしてはいけない。
- (2) 受託者は、提出書類等を第三者へ譲渡し、貸与してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りではない。

2.0 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上決定する。